

平成 28 年度
国指定円山川下流域鳥獣保護区 G I S 区域図作成
並びに既存資料の収集整理業務

報 告 書

平成 29 年 3 月

環境省 近畿地方環境事務所

目 次

1. 業務概要	1
1.1 業務目的	1
1.2 業務名称	1
1.3 業務期間	1
1.4 業務場所	1
1.5 業務項目	1
1.6 業務発注者	1
1.7 業務受注者	2
2. 既存資料の収集整理	3
2.1 既存資料の収集	3
2.2 整理方法	3
2.3 整理結果	4
3. GIS区域図の作成	22
3.1 収集した図面	22
3.2 作成したGIS区域図	22

1. 業務概要

1.1 業務目的

兵庫県豊岡市を流れる円山川の流域は、豊かな自然が現存し、周辺には水田地帯が広がっている。この円山川流域のうち「円山川下流域・周辺水田」は、コウノトリの重要な生息地として、国指定鳥獣保護区に指定されているとともに、平成 24 年 7 月にはラムサール条約湿地に登録されている。

しかし、現在、既存区域の国指定鳥獣保護区の区域境界線を大縮尺で詳細に確認できる図面が存在しない。今後、鳥獣保護区内での許可申請等があった場合に、正確な境界線を確認できなければ業務上の支障が生じる。また、来年度には、コウノトリの個体数の増加に伴い、当該エリアの上流域を新たに国指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定する予定であり、その手続きを進める際に図面は有効に活用できる。

また、国指定円山川下流域鳥獣保護区の拡張に伴い、鳥獣保護区内の管理指針となるマスタープランを策定する予定である。策定の前段階として、関係行政機関が区域内でどのような管理及び整備方針を計画しているのか整理する必要がある。

上記の現状を踏まえ、本業務は、新たに指定する区域も含めた国指定円山川下流域鳥獣保護区の今後の管理に必要な資料として、G I S 区域図を作成すること及び既存資料を収集・整理することを目的とした。

1.2 業務名称

平成 28 年度国指定円山川下流域鳥獣保護区 G I S 区域図作成並びに既存資料の収集整理業務

1.3 業務期間

自 平成 29 年 3 月 1 日 ～ 至 平成 29 年 3 月 30 日

1.4 業務場所

兵庫県豊岡市周辺

1.5 業務項目

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 業務打ち合わせ | 2 回 |
| 業 務 着 手 時：平成 29 年 3 月 14 日 | |
| 成果物とりまとめ時：平成 29 年 3 月 30 日 | |
| (2) 既存資料の収集整理 | 一式 |
| (3) G I S 区域図の作成 | 一式 |
| (4) 結果のとりまとめ | 一式 |

1.6 業務発注者

環境省 近畿地方環境事務所

1.7 業務受注者

復建調査設計株式会社 神戸事務所 所長 安倍政勝

○営業担当 神戸事務所 営業課 瀬尾昭廣

T E L (078) 241-5045

●業務担当 広島本社 環境部 生物環境課

広島市東区光町2丁目10番11号

T E L (082) 506-1837 F A X (082) 506-1892

管理技術者：竹下邦明（技術士【建設部門：建設環境】、【水産部門：水産水域環境】）

担当技術者：若宮慎二（技術士【建設部門：建設環境】、2級ビルドアップ計画・施工管理士）

梅本章弘（2級ビルドアップ計画管理士）

二神良太（自然再生士補）

2. 既存資料の収集整理

2.1 既存資料の収集

国指定円山川下流域鳥獣保護区のマスタープラン作成にあたり、鳥獣保護区に関連する関係行政機関（国土交通省、兵庫県、豊岡市及びこれらが構成員に含まれる委員会等）が策定した自然環境保全、自然資源等の利活用に関する各種計画・方針等を収集した。収集した計画・方針等は表 2.1.1 及び資料編に示すとおりである。

表 2.1.1 収集した各種計画・方針等

名称	策定年月	策定者
コウノトリ野生復帰推進計画	平成 15 年 3 月	コウノトリ野生復帰推進協議会
円山川水系自然再生計画書	平成 17 年 11 月	国土交通省近畿地方整備局、 兵庫県
豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	平成 18 年 12 月	豊岡市
豊岡市環境基本計画	平成 19 年 4 月	豊岡市
豊岡市都市計画マスタープラン	平成 20 年 3 月	豊岡市
コウノトリ野生復帰推進計画（2 期）	平成 24 年 3 月	コウノトリ野生復帰推進計画策定委員会
コウノトリ野生復帰ランドデザイン	平成 23 年 8 月	兵庫県立コウノトリの郷公園
豊岡市生物多様性地域戦略	平成 25 年 9 月	豊岡市

2.2 整理方法

収集した資料の中から、自然環境保全や自然資源等の利活用に関する記述を抽出し、箇条書きで整理した。また、参照しやすいように記載ページ等を追記した。

①円山川周辺、②田結地区、③気比・畑上地区、④楽々浦地区、⑤戸島地区、⑥桃島地区、⑦立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区、⑧倉見・伊豆・安良地区、の 8 地域について、関係する情報を整理した。

2.3 整理結果

2.2.1 円山川周辺

自然環境保全や自然資源の利活用について策定されている計画や方針のうち、「円山川周辺」に関連する情報は、表 2.2.1 のように抽出された。

なお、「円山川水系自然再生計画」で計画されている整備内容及び整備箇所は、図 2.2.1 のように整理される。

表 2.2.1(1) 「円山川周辺」に係る自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境整備	環境創造型農業の面的拡大が、地域農業の活性化を図ると同時に、コウノトリも住める環境の整備に大きく貢献する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P21
環境整備	転作田の常時湛水によるビオトープ化と稲作栽培体系を常時湛水化（冬季湛水・中干し延期型）に誘導することにより、水田の餌場としての機能を増進する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P27
環境整備	コウノトリと人が共生する環境づくりを目指した取り組みの中で、円山川において、自然再生のモデル地区の整備（湿地、遊水地等）を行う。	コウノトリ野生復帰推進計画	P31
利活用	主要河川の流域区分ごとにモデル地区を設定し、流域の人々にとってわかりやすい目標と目標達成に向けた取り組みを検討し、地域住民や各種団体の参画と協働のもと環境保全・創造活動を推進する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P32
利活用	コウノトリの野生復帰に向けて、コウノトリの絶滅・保護増殖の経緯や野生復帰に向けた環境整備等の取り組み等を、県内外に周知を図り多くの人たちに理解を得るとともに、参画と協働により事業の推進を図ることが不可欠である。	コウノトリ野生復帰推進計画	P35
環境保全 環境整備	水際部を水平、あるいは緩い勾配で掘削、造成することによって、湿地及び環境遷移帯を再生・創出する	円山川水系自然再生計画書	P10
利活用	人と河川の関わりの保全・再生・創出をテーマに、「環境学習拠点の整備」及び「身近な川の再生」を行う。整備後はこれを活用しながらさまざまな活動を通じて身近な川に生息・生育する生物を知り、また、地域や学校と連携した取り組みによって河川愛護意識の啓発を目指す。	円山川水系自然再生計画書	P12
環境保全	市民、事業者、来訪者及び市は、環境の保全に関し自主的に及び地域等において相互の協力し、それぞれができることに取り組む	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 4 条

表 2.2.1(2) 「円山川周辺」に関する自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境保全	自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条1項
環境保全	良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条2項
環境保全	市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条3項
環境保全	子どもたちに環境の大切さを伝えるとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条4項
環境保全	環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条5項
環境保全	前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条6項
環境保全	川や海などの水辺環境を保全します。 (たくさんの魚や水生昆虫・貝などがいる水辺(川辺・海辺)の保全)	豊岡市環境基本計画	P45
環境保全	生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します。 (それぞれの生きものがその生きものらしく生息できる環境の保全、放鳥されたコウノトリの受け皿づくり)	豊岡市環境基本計画	P47
環境保全	環境に関する知の集積を図ります。 (先駆的な研究の促進)	豊岡市環境基本計画	P53
利活用	環境と経済の共鳴を進めます。 (コウノトリツーリズムの展開、環境経済型企業の集積)	豊岡市環境基本計画	P55
環境保全 環境整備	コウノトリも住める環境の保全と創出 (農地保全、環境にやさしい農業の推進、河川[円山川、気比川、今津川等]の河川環境整備)	豊岡市都市計画マスタープラン	P67

表 2.2.1(3) 「円山川周辺」に関する自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境整備	自然と共生する河川の整備 (河岸湿地の質的改善)	コウノトリ野生復帰 推進計画 (2 期)	P37～P38
環境整備	餌環境の構造改善 (河川から水田までの連続性確保と餌生 物の生息環境整備、湿地生態系の保全。再 生)	コウノトリ野生復帰 ランドデザイン	P21
環境保全 利活用	多様な生きものが住みやすい環境を増や します。 (コウノトリの生息地保全の推進、ラムサ ールエリアの活用、外来種対策、希少種保 護)	豊岡市生物多様性地 域戦略	P32、P39～P45

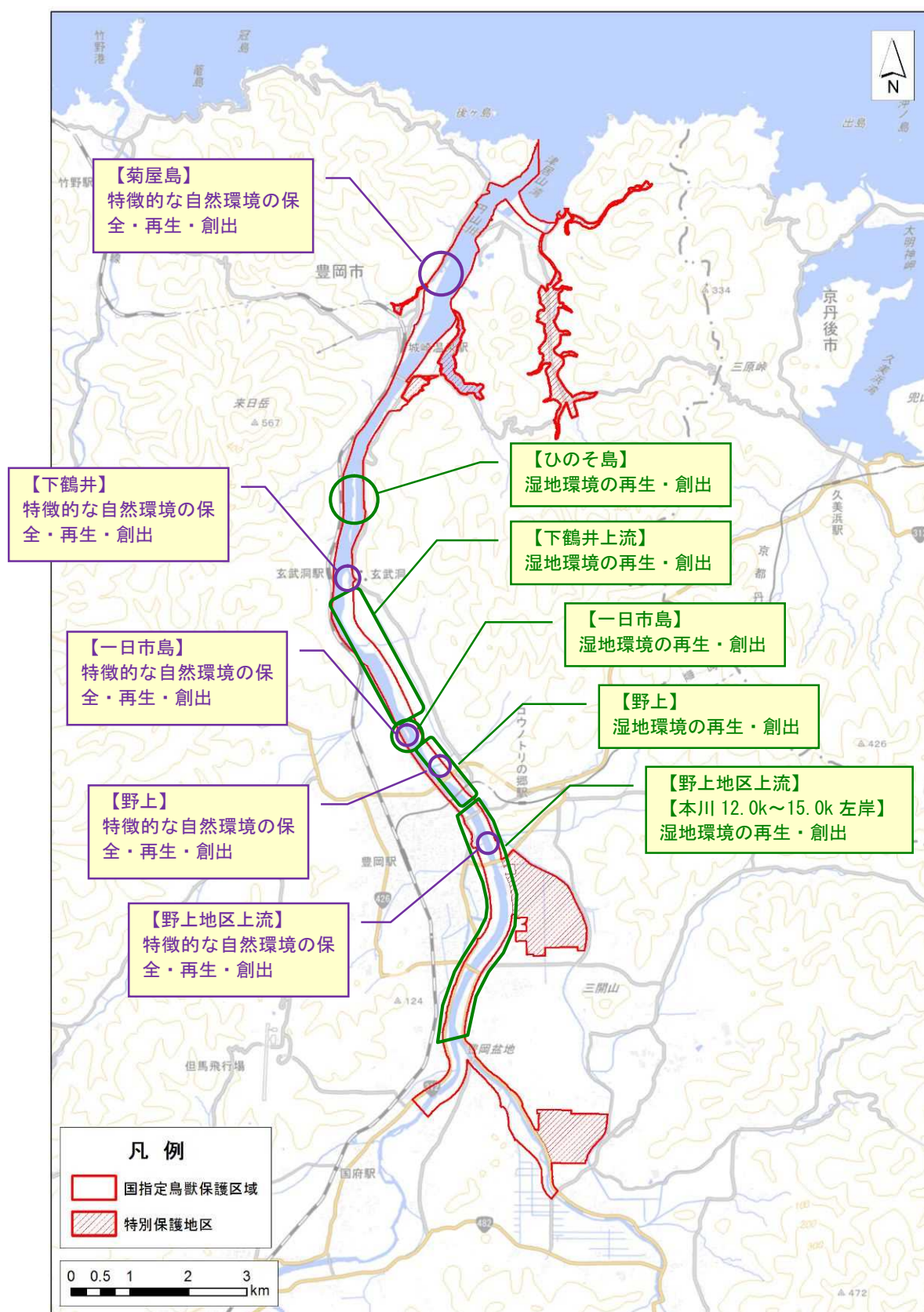


図 2.2.1 「円山川水系自然再生計画」で計画されている整備箇所及び整備内容

2.2.2 田結地区

自然環境保全や自然資源の利活用について策定されている計画や方針のうち、「田結地区」に関連する情報は、表 2.2.2 のように抽出された。

表 2.2.2(1) 「田結地区」に係る自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境整備	環境創造型農業の面的拡大が、地域農業の活性化を図ると同時に、コウノトリも住める環境の整備に大きく貢献する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P21
環境整備	転作田の常時湛水によるビオトープ化と稲作栽培体系を常時湛水化（冬季湛水・中干し延期型）に誘導することにより、水田の餌場としての機能を増進する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P27
環境整備	森林の広がり、森林の連続性、モザイク状態、構成樹種の多様性、階層構造、営巣木の確保などに配慮した里山林の整備を目指す必要がある。	コウノトリ野生復帰推進計画	P33
利活用	コウノトリの野生復帰に向けて、コウノトリの絶滅・保護増殖の経緯や野生復帰に向けた環境整備等の取り組み等を、県内外に周知を図り多くの人たちに理解を得るとともに、参画と協働により事業の推進を図ることが不可欠である。	コウノトリ野生復帰推進計画	P35
環境保全	市民、事業者、来訪者及び市は、環境の保全に関し自主的に及び地域等において相互の協力し、それぞれができることに取り組む	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 4 条
環境保全	自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 1 項
環境保全	良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 2 項
環境保全	市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 3 項
環境保全	子どもたちに環境の大切さを伝えるとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 4 項
環境保全	環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 5 項

表 2.2.2(2) 「田結地区」に関する自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境保全	前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条6項
環境保全 環境整備	森林を保全し、活用します。(地元の木を使った家・ものづくり、針葉樹と広葉樹の混交林整備)	豊岡市環境基本計画	P44
環境保全	川や海などの水辺環境を保全します。 (たくさんの魚や水生昆虫・貝などがいる水辺(川辺・海辺)の保全)	豊岡市環境基本計画	P45
環境保全	生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します。 (それぞれの生きものがその生きものらしく生息できる環境の保全、放鳥されたコウノトリの受け皿づくり)	豊岡市環境基本計画	P47
環境保全	環境に関する知の集積を図ります。 (先駆的な研究の促進)	豊岡市環境基本計画	P53
利活用	環境と経済の共鳴を進めます。 (コウノトリツーリズムの展開、環境経済型企業の集積)	豊岡市環境基本計画	P55
環境保全 環境整備	コウノトリも住める環境の保全と創出 (農地保全、環境にやさしい農業の推進、河川[円山川、気比川、今津川等]の河川環境整備)	豊岡市都市計画マスタープラン	P67
環境保全	環境創造型農業等の推進 (営巣地近辺へのビオトープ配置、コウノトリ育む農法等の生きものに優しい安全、安心な米作り、マルチトープの活用)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P35
環境整備	水系から水田等への連続性の確保 (水田魚道の設置、水田魚道の管理)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P36
環境整備	自然と共生する里山林の整備 (森林の広がり、森林の連続性、モザイク状態、構成樹種の多様性、階層構造、営巣木の確保等に配慮した整備)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P39
環境保全 利活用	多様な生きものが住みやすい環境を増やします。 (コウノトリの生息地保全の推進、ラムサールエリアの活用、外来種対策、希少種保護)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45
環境保全	地域を支える第一次産業を育てます。 (環境創造型農業の拡大、田んぼや水路の生態系機能の向上、世代間の連携等)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45

2.2.3 気比・畑上地区

自然環境保全や自然資源の利活用について策定されている計画や方針のうち、「気比・畑上地区」に関連する情報は、表 2.2.3 のように抽出された。

表 2.2.3(1) 「気比・畑上地区」に係る自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境整備	環境創造型農業の面的拡大が、地域農業の活性化を図ると同時に、コウノトリも住める環境の整備に大きく貢献する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P21
環境整備	転作田の常時湛水によるビオトープ化と稲作栽培体系を常時湛水化（冬季湛水・中干し延期型）に誘導することにより、水田の餌場としての機能を増進する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P27
環境整備	森林の広がり、森林の連続性、モザイク状態、構成樹種の多様性、階層構造、営巣木の確保などに配慮した里山林の整備を目指す必要がある。	コウノトリ野生復帰推進計画	P33
利活用	コウノトリの野生復帰に向けて、コウノトリの絶滅・保護増殖の経緯や野生復帰に向けた環境整備等の取り組み等を、県内外に周知を図り多くの人たちに理解を得るとともに、参画と協働により事業の推進を図ることが不可欠である。	コウノトリ野生復帰推進計画	P35
環境保全	市民、事業者、来訪者及び市は、環境の保全に関し自主的に及び地域等において相互の協力し、それぞれができることに取り組む	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 4 条
環境保全	自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 1 項
環境保全	良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 2 項
環境保全	市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 3 項
環境保全	子どもたちに環境の大切さを伝えるとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 4 項
環境保全	環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 5 項

表 2.2.3(2) 「気比・畑上地区」に関する自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境保全	前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条6項
環境保全 環境整備	森林を保全し、活用します。(地元の木を使った家・ものづくり、針葉樹と広葉樹の混交林整備)	豊岡市環境基本計画	P44
環境保全	農業を将来にわたって維持します。 (環境創造型農業の推進、有害鳥獣の駆除・防除)	豊岡市環境基本計画	P46
環境保全	生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します。 (それぞれの生きものがその生きものらしく生息できる環境の保全、放鳥されたコウノトリの受け皿づくり)	豊岡市環境基本計画	P47
環境保全	環境に関する知の集積を図ります。 (先駆的な研究の促進)	豊岡市環境基本計画	P53
利活用	環境と経済の共鳴を進めます。 (コウノトリツーリズムの展開、環境経済型企業の集積)	豊岡市環境基本計画	P55
環境保全 環境整備	コウノトリも住める環境の保全と創出 (農地保全、環境にやさしい農業の推進、河川[円山川、気比川、今津川等]の河川環境整備)	豊岡市都市計画マスタープラン	P67
環境保全	環境創造型農業等の推進 (営巣地近辺へのビオトープ配置、コウノトリ育む農法等の生きものに優しい安全、安心な米作り、マルチトープの活用)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P35
環境整備	水系から水田等への連続性の確保 (水田魚道の設置、水田魚道の管理)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P36
環境整備	自然と共生する里山林の整備 (森林の広がり、森林の連続性、モザイク状態、構成樹種の多様性、階層構造、営巣木の確保等に配慮した整備)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P39
環境保全 利活用	多様な生きものが住みやすい環境を増やします。 (コウノトリの生息地保全の推進、ラムサールエリアの活用、外来種対策、希少種保護)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45
環境保全	地域を支える第一次産業を育てます。 (環境創造型農業の拡大、田んぼや水路の生態系機能の向上、世代間の連携等)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45

2.2.4 楽々浦地区

自然環境保全や自然資源の利活用について策定されている計画や方針のうち、「楽々浦地区」に関連する情報は、表 2.2.4 のように抽出された。

表 2.2.4(1) 「楽々浦地区」に係る自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境整備	環境創造型農業の面的拡大が、地域農業の活性化を図ると同時に、コウノトリも住める環境の整備に大きく貢献する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P21
環境整備	転作田の常時湛水によるビオトープ化と稲作栽培体系を常時湛水化（冬季湛水・中干し延期型）に誘導することにより、水田の餌場としての機能を増進する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P27
環境整備	森林の広がり、森林の連続性、モザイク状態、構成樹種の多様性、階層構造、営巣木の確保などに配慮した里山林の整備を目指す必要がある。	コウノトリ野生復帰推進計画	P33
利活用	コウノトリの野生復帰に向けて、コウノトリの絶滅・保護増殖の経緯や野生復帰に向けた環境整備等の取り組み等を、県内外に周知を図り多くの人たちに理解を得るとともに、参画と協働により事業の推進を図ることが不可欠である。	コウノトリ野生復帰推進計画	P35
環境保全	市民、事業者、来訪者及び市は、環境の保全に関し自主的に及び地域等において相互の協力し、それぞれができることに取り組む	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 4 条
環境保全	自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 1 項
環境保全	良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 2 項
環境保全	市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 3 項
環境保全	子どもたちに環境の大切さを伝えるとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 4 項
環境保全	環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 5 項

表 2.2.4(2) 「楽々浦地区」に関する自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境保全	前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条6項
環境保全 環境整備	森林を保全し、活用します。(地元の木を使った家・ものづくり、針葉樹と広葉樹の混交林整備)	豊岡市環境基本計画	P44
環境保全	川や海などの水辺環境を保全します。 (たくさんの魚や水生昆虫・貝などがいる水辺(川辺・海辺)の保全)	豊岡市環境基本計画	P45
環境保全	農業を将来にわたって維持します。 (環境創造型農業の推進、有害鳥獣の駆除・防除)	豊岡市環境基本計画	P46
環境保全	生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します。 (それぞれの生きものがその生きものらしく生息できる環境の保全、放鳥されたコウノトリの受け皿づくり)	豊岡市環境基本計画	P47
環境保全	環境に関する知の集積を図ります。 (先駆的な研究の促進)	豊岡市環境基本計画	P53
利活用	環境と経済の共鳴を進めます。 (コウノトリツーリズムの展開、環境経済型企業の集積)	豊岡市環境基本計画	P55
環境保全 環境整備	コウノトリも住める環境の保全と創出 (農地保全、環境にやさしい農業の推進、河川[円山川、気比川、今津川等]の河川環境整備)	豊岡市都市計画マスタープラン	P67
環境保全	環境創造型農業等の推進 (営巣地近辺へのビオトープ配置、コウノトリ育む農法等の生きものに優しい安全、安心な米作り、マルチトープの活用)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P35
環境整備	水系から水田等への連続性の確保 (水田魚道の設置、水田魚道の管理)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P36
環境整備	自然と共生する里山林の整備 (森林の広がり、森林の連続性、モザイク状態、構成樹種の多様性、階層構造、営巣木の確保等に配慮した整備)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P39
環境保全 利活用	多様な生きものが住みやすい環境を増やします。 (コウノトリの生息地保全の推進、ラムサールエリアの活用、外来種対策、希少種保護)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45
環境保全	地域を支える第一次産業を育てます。 (環境創造型農業の拡大、田んぼや水路の生態系機能の向上、世代間の連携等)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45

2.2.5 戸島地区

自然環境保全や自然資源の利活用について策定されている計画や方針のうち、「戸島地区」に関連する情報は、表 2.2.5 のように抽出された。

表 2.2.5(1) 「戸島地区」に係る自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境整備	環境創造型農業の面的拡大が、地域農業の活性化を図ると同時に、コウノトリも住める環境の整備に大きく貢献する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P21
環境整備	転作田の常時湛水によるビオトープ化と稲作栽培体系を常時湛水化（冬季湛水・中干し延期型）に誘導することにより、水田の餌場としての機能を増進する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P27
環境整備	森林の広がり、森林の連続性、モザイク状態、構成樹種の多様性、階層構造、営巣木の確保などに配慮した里山林の整備を目指す必要がある。	コウノトリ野生復帰推進計画	P33
利活用	コウノトリの野生復帰に向けて、コウノトリの絶滅・保護増殖の経緯や野生復帰に向けた環境整備等の取り組み等を、県内外に周知を図り多くの人たちに理解を得るとともに、参画と協働により事業の推進を図ることが不可欠である。	コウノトリ野生復帰推進計画	P35
環境保全	市民、事業者、来訪者及び市は、環境の保全に関し自主的に及び地域等において相互の協力し、それぞれができることに取り組む	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 4 条
環境保全	自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 1 項
環境保全	良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 2 項
環境保全	市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 3 項
環境保全	子どもたちに環境の大切さを伝えとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 4 項

表 2.2.5(2) 「戸島地区」に関する自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境保全	環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条5項
環境保全	前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条6項
環境保全 環境整備	森林を保全し、活用します。(地元の木を使った家・ものづくり、針葉樹と広葉樹の混交林整備)	豊岡市環境基本計画	P44
環境保全	農業を将来にわたって維持します。 (環境創造型農業の推進、有害鳥獣の駆除・防除)	豊岡市環境基本計画	P46
環境保全	生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します。 (それぞれの生きものがその生きものらしく生息できる環境の保全、放鳥されたコウノトリの受け皿づくり)	豊岡市環境基本計画	P47
環境保全	環境に関する知の集積を図ります。 (先駆的な研究の促進)	豊岡市環境基本計画	P53
利活用	環境と経済の共鳴を進めます。 (コウノトリツーリズムの展開、環境経済型企業の集積)	豊岡市環境基本計画	P55
環境保全 環境整備	コウノトリも住める環境の保全と創出 (農地保全、環境にやさしい農業の推進、河川[円山川、気比川、今津川等]の河川環境整備)	豊岡市都市計画マスタープラン	P67
環境保全	環境創造型農業等の推進 (営巣地近辺へのビオトープ配置、コウノトリ育む農法等の生きものに優しい安全、安心な米作り、マルチトープの活用)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P35
環境整備	水系から水田等への連続性の確保 (水田魚道の設置、水田魚道の管理)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P36
環境整備	自然と共生する里山林の整備 (森林の広がり、森林の連続性、モザイク状態、構成樹種の多様性、階層構造、営巣木の確保等に配慮した整備)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P39
環境保全 利活用	多様な生きものが住みやすい環境を増やします。 (コウノトリの生息地保全の推進、ラムサールエリアの活用、外来種対策、希少種保護)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45
環境保全	地域を支える第一次産業を育てます。 (環境創造型農業の拡大、田んぼや水路の生態系機能の向上、世代間の連携等)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45

2.2.6 桃島地区

自然環境保全や自然資源の利活用について策定されている計画や方針のうち、「桃島地区」に関連する情報は、表 2.2.6 のように抽出された。

表 2.2.6(1) 「桃島地区」に係る自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境整備	環境創造型農業の面的拡大が、地域農業の活性化を図ると同時に、コウノトリも住める環境の整備に大きく貢献する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P21
環境整備	転作田の常時湛水によるビオトープ化と稲作栽培体系を常時湛水化（冬季湛水・中干し延期型）に誘導することにより、水田の餌場としての機能を増進する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P27
利活用	コウノトリの野生復帰に向けて、コウノトリの絶滅・保護増殖の経緯や野生復帰に向けた環境整備等の取り組み等を、県内外に周知を図り多くの人たちに理解を得るとともに、参画と協働により事業の推進を図ることが不可欠である。	コウノトリ野生復帰推進計画	P35
環境保全	市民、事業者、来訪者及び市は、環境の保全に関し自主的に及び地域等において相互の協力し、それぞれができることに取り組む	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 4 条
環境保全	自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 1 項
環境保全	良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 2 項
環境保全	市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 3 項
環境保全	子どもたちに環境の大切さを伝えとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 4 項
環境保全	環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 5 項
環境保全	前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 6 項

表 2.2.6(2) 「桃島地区」に関する自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境保全	川や海などの水辺環境を保全します。 (たくさんの魚や水生昆虫・貝などがいる水辺(川辺・海辺)の保全)	豊岡市環境基本計画	P45
環境保全	生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します。 (それぞれの生きものがその生きものらしく生息できる環境の保全、放鳥されたコウノトリの受け皿づくり)	豊岡市環境基本計画	P47
環境保全	環境に関する知の集積を図ります。 (先駆的な研究の促進)	豊岡市環境基本計画	P53
利活用	環境と経済の共鳴を進めます。 (コウノトリツーリズムの展開、環境経済型企業の集積)	豊岡市環境基本計画	P55
環境保全 環境整備	コウノトリも住める環境の保全と創出 (農地保全、環境にやさしい農業の推進、河川[円山川、気比川、今津川等]の河川環境整備)	豊岡市都市計画マスタープラン	P67
環境保全	環境創造型農業等の推進 (営巣地近辺へのビオトープ配置、コウノトリ育む農法等の生きものに優しい安全、安心な米作り、マルチトープの活用)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P35
環境整備	水系から水田等への連続性の確保 (水田魚道の設置、水田魚道の管理)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P36
環境保全 利活用	多様な生きものが住みやすい環境を増やします。 (コウノトリの生息地保全の推進、ラムサールエリアの活用、外来種対策、希少種保護)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45
環境保全	地域を支える第一次産業を育てます。 (環境創造型農業の拡大、田んぼや水路の生態系機能の向上、世代間の連携等)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45

2.2.7 立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区

自然環境保全や自然資源の利活用について策定されている計画や方針のうち、「立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区」に関連する情報は、表 2.2.7 のように抽出された。

表 2.2.7(1) 「立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区」に係る自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境整備	環境創造型農業の面的拡大が、地域農業の活性化を図ると同時に、コウノトリも住める環境の整備に大きく貢献する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P21
環境整備	転作田の常時湛水によるビオトープ化と稲作栽培体系を常時湛水化（冬季湛水・中干し延期型）に誘導することにより、水田の餌場としての機能を増進する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P27
利活用	コウノトリの野生復帰に向けて、コウノトリの絶滅・保護増殖の経緯や野生復帰に向けた環境整備等の取り組み等を、県内外に周知を図り多くの人たちに理解を得るとともに、参画と協働により事業の推進を図ることが不可欠である。	コウノトリ野生復帰推進計画	P35
環境整備	横断工作物や樋門の落差の解消による河川の縦断方向や六方田んぼとの連続性の確保を行うとともに、堤体機能を確保しつつ、護岸の多自然化等により自然環境の再生に取り組む。	円山川水系自然再生計画書	P13
環境保全	市民、事業者、来訪者及び市は、環境の保全に関し自主的に及び地域等において相互の協力し、それぞれができることに取り組む	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 4 条
環境保全	自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 1 項
環境保全	良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 2 項
環境保全	市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 3 項
環境保全	子どもたちに環境の大切さを伝えるとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 4 項
環境保全	環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 5 項

表 2.2.7(2) 「立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区」に関する自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境保全	前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第5条6項
環境保全	川や海などの水辺環境を保全します。 (たくさんの魚や水生昆虫・貝などがいる水辺(川辺・海辺)の保全)	豊岡市環境基本計画	P45
環境保全	農業を将来にわたって維持します。 (環境創造型農業の推進、有害鳥獣の駆除・防除)	豊岡市環境基本計画	P46
環境保全	生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します。 (それぞれの生きものがその生きものらしく生息できる環境の保全、放鳥されたコウノトリの受け皿づくり)	豊岡市環境基本計画	P47
環境保全	環境に関する知の集積を図ります。 (先駆的な研究の促進)	豊岡市環境基本計画	P53
利活用	環境と経済の共鳴を進めます。 (コウノトリツーリズムの展開、環境経済型企業の集積)	豊岡市環境基本計画	P55
環境保全 環境整備 利活用	コウノトリも住める環境の保全と創造 (自然環境の維持、コウノトリの郷公園の充実化、水辺環境の保全・創出、観光・環境学習・レクリエーションの場の確保)	豊岡市都市計画マスタープラン	P59
環境保全	環境創造型農業等の推進 (営巣地近辺へのビオトープ配置、コウノトリ育む農法等の生きものに優しい安全、安心な米作り、マルチトープの活用)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P35
環境整備	水系から水田等への連続性の確保 (水田魚道の設置、水田魚道の管理)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P36
環境保全 利活用	多様な生きものが住みやすい環境を増やします。 (コウノトリの生息地保全の推進、ラムサールエリアの活用、外来種対策、希少種保護)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45
環境保全	地域を支える第一次産業を育てます。 (環境創造型農業の拡大、田んぼや水路の生態系機能の向上、世代間の連携等)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45

2.2.8 倉見・伊豆・安良地区

自然環境保全や自然資源の利活用について策定されている計画や方針のうち、「倉見・伊豆・安良地区」に関連する情報は、表 2.2.8 のように抽出された。

表 2.2.8(1) 「倉見・伊豆・安良地区」に係る自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境整備	環境創造型農業の面的拡大が、地域農業の活性化を図ると同時に、コウノトリも住める環境の整備に大きく貢献する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P21
環境整備	転作田の常時湛水によるビオトープ化と稲作栽培体系を常時湛水化（冬季湛水・中干し延期型）に誘導することにより、水田の餌場としての機能を増進する。	コウノトリ野生復帰推進計画	P27
利活用	コウノトリの野生復帰に向けて、コウノトリの絶滅・保護増殖の経緯や野生復帰に向けた環境整備等の取り組み等を、県内外に周知を図り多くの人たちに理解を得るとともに、参画と協働により事業の推進を図ることが不可欠である。	コウノトリ野生復帰推進計画	P35
環境整備	水際部を水平、あるいは緩い勾配で掘削、造成することによって、湿地及び環境遷移帯を再生・創出する	円山川水系自然再生計画書	P10
環境保全	市民、事業者、来訪者及び市は、環境の保全に関し自主的に及び地域等において相互の協力し、それぞれができることに取り組む	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 4 条
環境保全	自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 1 項
環境保全	良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進する。	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 2 項
環境保全	市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 3 項
環境保全	子どもたちに環境の大切さを伝えるとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 4 項
環境保全	環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 5 項
環境保全	前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献する	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	第 5 条 6 項

表 2.2.8(2) 「倉見・伊豆・安良地区」に関する自然環境に係る計画等

分類	内容	計画等の名称	記載ページ等
環境保全	川や海などの水辺環境を保全します。 (たくさんの魚や水生昆虫・貝などがいる水辺(川辺・海辺)の保全)	豊岡市環境基本計画	P45
環境保全	農業を将来にわたって維持します。 (環境創造型農業の推進、有害鳥獣の駆除・防除)	豊岡市環境基本計画	P46
環境保全	生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します。 (それぞれの生きものがその生きものらしく生息できる環境の保全、放鳥されたコウノトリの受け皿づくり)	豊岡市環境基本計画	P47
環境保全	環境に関する知の集積を図ります。 (先駆的な研究の促進)	豊岡市環境基本計画	P53
利活用	環境と経済の共鳴を進めます。 (コウノトリツーリズムの展開、環境経済型企業の集積)	豊岡市環境基本計画	P55
環境保全 環境整備 利活用	コウノトリも住める環境の保全と創造 (自然環境の維持、コウノトリの郷公園の充実化、水辺環境の保全・創出、観光・環境学習・レクリエーションの場の確保)	豊岡市都市計画マスタープラン	P59
環境保全	環境創造型農業等の推進 (営巣地近辺へのビオトープ配置、コウノトリ育む農法等の生きものに優しい安全、安心な米作り、マルチトープの活用)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P35
環境整備	水系から水田等への連続性の確保 (水田魚道の設置、水田魚道の管理)	コウノトリ野生復帰推進計画(2期)	P36
環境保全 利活用	多様な生きものが住みやすい環境を増やします。 (コウノトリの生息地保全の推進、ラムサールエリアの活用、外来種対策、希少種保護)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45
環境保全	地域を支える第一次産業を育てます。 (環境創造型農業の拡大、田んぼや水路の生態系機能の向上、世代間の連携等)	豊岡市生物多様性地域戦略	P32、P39～P45

3. GIS区域図の作成

3.1 収集した図面

GIS区域図の元データとして、以下の情報を購入した。また、国土交通省豊岡河川国道事務所より、直轄管理区間の平面図の提供を受けた。

表 3.1.1 GIS区域図の背景図として用いた情報

商品名	発行元	発売年月
電子住宅地図デジタウン 豊岡市1（豊岡）	株式会社ゼンリン	2016年06月
電子住宅地図デジタウン 豊岡市2（城崎・竹野）	株式会社ゼンリン	2014年06月
平面図（直轄管理区間）	国土交通省 豊岡河川国道事務所	—

3.2 作成したGIS区域図

作成したGIS区域図は、別途納品したとおりである。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材質〔A ランク〕のみを用いて作製しています。